

第二十四回 参議院大蔵委員会會議録第五号

昭和三十一年三月一日(木曜日)午前十一時八分開会

委員の異動

二月二十七日委員白井勇君辭任につき、その補欠として白波瀬米吉君を議長において指名した。

二月二十八日委員岡三郎君辭任につき、その補欠として安部キミ子君を議長において指名した。

二月二十九日委員白波瀬米吉君及び安部キミ子君辭任につき、その補欠として白井勇君及び岡三郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 岡崎 眞一君
理事 大矢半次郎君
山本 米治君
岡 三郎君
土田国太郎君

委員 青木 一男君
青柳 秀夫君
木内 四郎君
菊田 七平君
白井 勇君
吉米地義三君
西川基五郎君
藤野 繁雄君
平林 剛君
小林 政夫君

政府委員

大蔵政務次官 山手 満男君
大蔵省管財局長 正示啓次郎君

事務局側

常任委員 木村常次郎君
会専門員

説明員

大蔵省主税局 白石 正雄君
税制第一課長

本日の會議に付した案件

○理事の補欠互選

○閉鎖機關令の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○旧日本占領地域に本店を有する会社の本店内にある財産の整理に関する政令の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○委員長(岡崎眞一君) これより委員會を開きます。

議事に入りする前に、委員の異動について御報告いたします。

去る二十七日、委員白井勇君が辭任され、その補欠として白波瀬米吉君が委員に選任され、二十八日、委員岡三郎君の辭任に伴い安部キミ子君が選任され、二十九日、委員安部キミ子君及び白波瀬米吉君の辭任に伴い岡三郎君及び白井勇君がそれぞれ委員に選任されました。

ただいま御報告いたしました通りで、岡崎委員長が一たん辭任されましたために理事に欠員を生じておりますので、この際、その補欠を互選いたしたいと思ひます。

互選は先例によりまして成規の手続を省略して委員長の名に御一任願ひ

たいと思ひますが、よろしうございしますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岡崎眞一君) それでは御異議ないものと認めます。

それでは理事に岡三郎君を指名いたします。

○委員長(岡崎眞一君) それでは本日、これから閉鎖機關令の一部を改正する法律案(予備審査)、旧日本占領地域に本店を有する会社の本店内にある財産の整理に関する政令の一部を改正する法律案(予備審査)、租税特別措置法の一部を改正する法律案(予備審査)以上三案を便宜一括して議題といたします。政府より提案理由の説明を聴取いたします。山手満男君。

○政府委員(山手満男君) ただいま議題となりました閉鎖機關令の一部を改正する法律案につきましては、その理由を御説明申し上げます。

閉鎖機關の特殊清算につきましては、昭和二十年九月以来、鋭意その処理を進め、当初千八百八に上った閉鎖機關のうち、現在までに千五百五機が特殊清算の終了をみるに至りました。従来、閉鎖機關の特殊清算は、その本店内にある財産について行われ、在外店舗にかかわる債権債務は特殊清算の範囲外とされておりましたのを、さきに第十九回國會で閉鎖機關令の一部が改正され、それまで未処理のままとなっていた未払送金爲替及び外地球預金にかかわる債務を弁済する道が開かれたのであります。今回さらに、在外

債務のうち外地球従業員に対する債務及び本邦を履行地とする債務につきましても弁済の道を開くとともに、特に閉鎖機關である朝鮮銀行及び台湾銀行につきましては、これらの銀行が発券業務を営んでいたという特殊性にかんがみ、その残存資産のうちから納付金を政府に納付せしめる等、閉鎖機關の特殊清算を促進するために必要な措置を講ずることを目的として、この法律案を提出いたしました次第であります。

次にこの法律案のおもな内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず第一に、閉鎖機關は、その在外店舗にかかわる債務のうち、外地球従業員に対する退職金等の債務及び本邦を履行地とする債務につきましては、本邦内に住所を有する個人及び法人、その他の閉鎖機關並びに在外会社に対して、現在残存している国内資産の限度内で支払いし得ることとしたしました。

第二に、閉鎖機關である朝鮮銀行及び台湾銀行につきましては、特殊清算の目的である債務を弁済し、在外債務が在外資産を超過する場合には、その超過額を引当留保した後の残存資産の中から、朝鮮銀行法及び台湾銀行法に規定されている納付金制度に準じて算出した金額を國に納付せしめた後において、新会社の設立等残余財産の処分を認めることとしたしました。

次に、旧日本占領地域に本店を有する会社の本店内にある財産の整理に関する政令の一部を改正する法律案につ

きまして、その提案理由を御説明申し上げます。

旧日本占領地域に本店を有する会社、いわゆる在外会社の特殊整理につきましては、従来、その本店内にある財産の特殊整理を実施して参りました。約千二百五十社のうち、本邦内に資産がないため指定を解除したものが、六百二十社、整理完了したものが四百二十社で、現在未整理のものは約二百十社となっております。

在外会社の在外店舗にかかわる債権債務は特殊整理の対象外とされておりましたのを、さきに第十九回國會でこの政令の一部が改正され、それまで未処理のままとなっていた未払送金爲替及び外地球預金にかかわる債務を支払う道が開かれたのであります。今回さらに、在外債務のうち外地球従業員に対する債務及び本邦を履行地とする債務につきましても弁済の道を開くとともに、閉鎖機關令の規定に準じて在外負債超過額に対する引当財産の留保及びその管理に関する規定を設ける等、在外会社の整理を促進するために必要な措置を講ずることを目的として、この法律案を提出いたしました次第であります。

次にこの法律案のおもな内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず第一に、在外会社は、その在外店舗にかかわる債務のうち、外地球従業員に対する退職金等の債務及び本邦を履行地とする債務につきましては、本邦内に住所を有する個人及び法人、その他の在外会社並びに閉鎖機關に対し

て、現在残存している国内資産の限度内で支払いを行い得ることとした。

第二に、特殊整理人は、特に必要がある場合には、大蔵大臣の承認を得て、在外財産の管理、処分等をなし得ることとした。

第三に、在外会社は、その在外店舗にかかわる負債の総額が、資産の総額をこえる場合、その超過額を整理財産の負債として処理しておりますのを改めて、超過額に相当する額を国内財産のうちから引当財産として留保せしめることとし、当該引当財産の管理について所要の規定を設けました。また、在外資産負債が不明な場合には、国内負債を弁済後国内資産に残余があるときは、日本銀行に預託することとなつておりますのを改めて、さきの引当財産の管理に準じて管理せしめることとした。

第四に、在外会社の負債の弁済及び残余財産の処分にあつて、供託による履行のほか、信託によつても債務を免れることができることとした。

最後に、租税特別措置法の一部を改正する法律案について、提案の理由を説明いたします。

この法律案は、日本に住所を有しないが日本に一年以上居住している者、すなわちいわゆる居住外国人の所得税について従来設けられておりました特別措置の適用期間が昨年末をもつて満了したのに伴ひまして、その税負担の急増を避けるために、暫定的な経過措置を講じようとするものであります。

終戦後当分の間は、当時の連合国軍最高司令官の覚書によりまして、外国人がドルやポンドのような円以外の通貨で合法的に取得した所得につきましては、所得税を課税することができないこととなつていたのでありますが、昭和二十五年五月二十七日付の覚書により、それ以後は、このような外国人の非円所得についても所得税を課税することができるようになりました。その際、いわゆる居住外国人につきまして、以下に申し述べるような二つの特別措置が講ぜられ、その税負担を軽減することとされていたのであります。

すなわち、特別措置の一つは、通常「半額課税の特例」と呼ばれていたものでありまして、指定重要産業を営む法人が招聘した技術者、銀行保険等の特定事業を営む法人の従業員、新制高校以上の学校の教員、教師等の給与所得につきまして、その収入の半額、最高三百五十万円を非課税とし、また、弁護士業、公認会計士業等の特定の事業を営む個人の事業所得につきまして、その半額、最高三百五十万円を非課税としていたものであります。

いま一つの特別措置は、「国内払戻方式」とでも呼ぶべきものであります。居住外国人の給与所得または退職所得につきましては、日本国内で支払われた額と日本へ送金された額との合計額のみについて所得税を課することとし、ただ、その額が日本における生計費相当額に達しないときは、生計費相当額に達するまで、海外払いの部分を課税対象にとり入れることとしていたものであります。

以上申し述べました二つの特別措置は、いずれも昭和三十年末をもつてその適用期間が満了したのであります。この際、何らの措置をも講じないままにしておきますと、居住外国人の税負担は一挙に急増することとなり、すので、暫定的に経過措置を設け、経過措置の満了を待つて本来の課税に復すること、これが最も適当であると考えまして、今回この法律案を提出した次第であります。

この法律案におきましては、まず、従来ありました二つの措置のうち、「半額課税の特例」は、昭和三十一年分以降は廃止することとしておりますが、いわゆる「国内払戻方式」につきましては、その一部に次のような所要の改正を加へまして、昭和三十一年分まで暫定的にこれを存置することとしたしております。

すなわち、第一に、従来の「国内払戻方式」という特別措置は、居住外国人の給与所得及び退職所得の全部について適用されてきたものであります。が、今回、その適用対象を、居住外国人が支払いを受ける給与所得のうち、日本経済の健全な発展に資する事業として大蔵大臣の指定するものを営む法人等から支払いを受けるもの、大蔵大臣の指定する国際文化団体などから支払いを受けるもの、新制高校以上の学校の教員として、あるいは教師として支払いを受けるもの等、日本の経済文化の向上に役立つと思われる特定のものに限定することとしております。

第二に、昭和三十一年以降におきましては、このような給与のうち国内払戻額と送金額との合計額が、その給与に一定の割合を乗じて得た金額に満たないときには、その一定割合を乗じて得た金額によつて課税を行うこととし、

この割合は、昭和三十一年においては百分の六十、昭和三十三年においては百分の七十、昭和三十四年においては百分の八十、昭和三十五年においては百分の九十というように漸増することとした。昭和三十六年以降は本来の課税に復することとしているのであります。

以上この法律案の概要を申し上げましたが、何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成下さいませうお願いいたします。

○委員長(岡崎眞一君) 次に、閉鎖機関令の一部を改正する法律案、旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部を改正する法律案、以上二案につきまして、事務局より補足説明を聴取いたします。正示管財局長。

○政府委員(正示管財局長) それではただいま議題になりました閉鎖機関令の一部を改正する法律案及び在外会社令の一部を改正する法律案、この両法律案につきましてやや詳しく御説明を申し上げます。

第一に、閉鎖機関令の一部を改正する法律案でございますが、御承知の通り、戦後總司令部の要求に基づきまして、戦時中に外地で活動しておいた機関及び国内におきまして戦時統制機関として活動しましたもの等一千八百八の機関が閉鎖機関として指定されました。自來大蔵大臣監督のもとに特殊清算人によりまして特殊清算の手続が進められてきたのでございますが、現在までに、すでに千五百五機関がこの特殊清算の終了をいたしましたので、三十三機関が現在清算を続行中でございます。

従来、閉鎖機関の清算は、法令上、本邦内にある財産のみに限られて、在外店舗にかかわる債権債務は清算の範囲外のものとしてきたのでございまして、さきの第九回国会におきまして法律の改正が行われまして、閉鎖機関の在外債権のうち、未払送金金及び外債預金の支払いの道が開かれまして、現在これに該当します閉鎖機関はこれを支払い中でございます。

今回の提案を申し上げます改正案は、さらに、在外債務のうち、外債従業員に対する債務及び本邦を履行地とする債務を新たに国内債務とみなしまして、現存国内資産の範囲内で支払いの請求に応じしむることとした。また、必要の特別規定を設ける等所要の改正を行うのであります。閉鎖機関の清算を一段と促進することをねらいとするものでございまして、

逐条説明でございますが、お手元に新旧対照表をお配りいたしておるはずでございますので、ごらんをいたさうと思ひます。閉鎖機関令の新旧対照条文をごらんいただきながら補足を申し上げます。

まず第一は、第二条第二項でございますが、第二条第二項は、国内財産とみなすものの範囲の規定でございますが、在外店舗にかかわる債権債務のうち、先ほど申しましたように、今回新たに国内財産とみなしまして特殊債務とするものをつけ加へたい、そのための改正でございます。そこで、第一は、八号でございますが、これがいわゆる従業員債務の規定でございます。

次に、第九号でございますが、これは、いわゆる本邦を履行地とする債務についての規定でございます。在外債務のうち、本邦を履行地とする債務の支払を対象とすることの規定でございますが、本邦を履行地とする債務のうち、最も重要なものは社債にかかるとは、最も重要なるものは社債にかかる債務でございます。従来、社債にかかるとは、本店にかかる債務として、

をすむ。場合により、その債権者に対しては、反対債権を有している場合は、公平の原則からこれを取り立てて相殺し得るものとしようという趣旨でございます。なお、反対債権の限度を、支払うべき債務の額の限度といたしました理由は、これらの債権者が引揚者の場合も多いと考えられ、全額取り立てをするのは酷に失すると考えられますの

といたしましたして、第二項中に第八号、第九号もしくは第十二号に規定する債務を追加した先般の法律改正で、外地預金について換算率を定めましたのは、元來、債務の支払いに當つて、表示通貨が外貨である場合には、支払い時のレートで換算した本邦通貨で支払うのを原則としますが、当該通貨は法的に流通せず無価値になっておりま

さいます。今回新たに国内債務といたしました債務について、新たに催告の必要がありますため、従来存する催告の規定に必要な事項を追加するものとごいます。

次に、第十九条中、社債にかかわる債務を削りましたのは、現行法ではすでに国内債務となっている社債の弁済は、在外債務超過額引き当て留保した

次に閉鎖機關令の本令の付則におきまして、朝鮮銀行、台灣銀行の残存財産の処理に關する規定を特に設けることとしたしております。すなわち、付則の第七項でございますが、これが納付金の規定でございますが、そのまず第一に、朝鮮銀行、台灣銀行につきましては、特殊清算の目的である債務を弁済し、在外債務超過額の留保、これ

こういうふうに残存資産が見込める
 状況にあります。御承知の通り、このの
 鮮銀、台銀は、一般的の商業銀行業務
 を行なっておりますと同時に、それ
 ぞれ旧朝鮮及び台湾におきまして発券
 銀行でもあったわけであります。で、
 いわゆる銀行券発券の特権を国家から
 付与されております、この営業中に
 おきましても、毎年利益金のうちから
 一定の納付金を國に納付する義務が、
 それぞれ兩行が法律によってせうい
 ゃうな義務が課されておつたことは御承知の通りでござい
 ます。しかも、この兩行
 の國內資産形成のおもな原因は、戦後
 末期におきまして、臨時軍事實勢のゆ
 因庫送金によつておつたのでござい
 して、この事実をあわせ考えますと、

すなわち、まず第一番目に申し上げた
残存財産に対して、(2)の欄をごら
んいただきますと、払い込み資本金額
に対する年六分に相当する額、毎年度
これをまず引いておったわけでありま
す。今回は、この引き方を、閉鎖後今
日までの十一年間につきましてまず引
くと、こういうことで鮮銀三千三百万
円、台銀二千四百万円をまず引くとい
う考え方であります。そこでこの引き
ました残存財産の十分の一をまず納付
する、これが鮮銀で六億七千五百万
円、台銀で一億八千五百万円でごさ
います。それから(4)でございますが、
存財産の十分の一の、ただいま申しし
げました六億七千五百万円と一億八
千五百万円はやはり控除額でござい
ます。これは鮮銀法の納付の規定がこ
ういふうになつておるわけでありま
す。すなわちまず毎營業年度の利益
の中から払込資本金額に対する年六

それからさらに一定の控除をしたものが、その三分の一を納めるといふのが追加納付金になっておりますので、その算式をカッコの5で示しております。すなわち $\left\{ \left(\frac{10 \times 1}{10} \right) \times \frac{1}{5}, \text{これによりまして} \right.$
 鮮銀十二億八千五百万円、台銀三億四千九百万円、これが普通納付金と追加納付金でございます。そこで結局(6)で残余財産が出て参りまして、これが鮮銀が三十九億五千四百万円、台銀十億九千百万円で、これに対して税がかかると、こういう形になりまして、(8)でかんらんのように、純残余財産が鮮銀で十七億三百万円、台銀で四億九千二百五万円ということになっております。

そこでこの残存財産の帰属でございますが、納付金がただいまも申し上げました二つを合せまして鮮銀では二十

以上の計算で大体おわかりいただきたいと思いますが、この納付金を納付する場合の具体的な手続等につきましては大蔵大臣が別に定めることとしたしております。その詳細につきましてはなお御質問等によりましてお答えいたします。

次に、付則の第八項に進ましていただきます。二十七ページでございます。新旧対照表二十六ページの終りころからでございます。『朝鮮銀行等については、前項の規定による納付金を政府に納付した後でなければ』云々、そのところでございますが、朝鮮銀行、台湾銀行につきましては、納付金を納付しなければ、残余財産の処分、新会社の設立等を認めないこととした次第であります。なお、この詳細等につきましては御質問によりましてまたお答えを申し上げたいと思います。

その次の項、付則の第九項、番号をふっておりますのでわかりにくいのであります。納付金の税法上の益金不算入の規定でございます。これも内容は詳しくは御説明を省略させていただきます。

1

旧日本占領地域に本店を有する会社、通俗にこれを在外会社と言っておりますが、こゝろに在りては本邦内財産を整理すべきものとしていわれる在外会社の指定を受けたものの総数は千二百五十でございましたが、そのうち六百二十社は整理すべき財産がないため指定を解除されました。また四百二十社はすでに整理を完了いたしましたので、現在整理中のものは約二百十社でございます。

そのおもなものは一昨年の第十九回国会における法律改正に伴う外債預金等の支払いの整理を執行中であり、今般さらに大体この閉鎖機関令等に準じまして所要の改正を加えて整理の促進をはかるとともに、在外財産のその後の情勢の推移に対処する態勢を整えたいということから、以下のような改正の規定を設けることにいたしましたのであります。

その趣旨は、閉鎖機関令の場合と大体同じでございますが、特に違ふ点だけを申し上げたいと思ひます。特に先ほど申し上げましたように、この外地従業員に対する債務、それから社債等を主とする債務、これらの規定は全く閉鎖機関の場合と同じでございますから、その点は省略をいたしまして、まず第十二条をちよつとごらんいただきます。

これは特殊整理人の職務に関する規定でございます。これも閉鎖機関と同じようにしようという大體考へてございますが、現行法によりまして、特殊整理人の職務は、整理財産すなわち国内財産についての管理、処分等の職務権限が与えられておるのであります。が、在外会社の本邦外の財産のうち、

たとへば沖繩あたりでございますが、今回返還を予期し得る事態が参りましたので、特にその見地から特殊整理人の職務に、この在外財産に関する権限を追加することとしようというものでございますが、もちろん具体的な管理処分の方法につきましては、大蔵大臣の承認を得べきものとして、その適正を期しております。

それから次に、第二十八条をちよつとごらんいただきます。これは在外債務超過額の留保の規定でございます。従来在外会社におきましては、在外会社が整理財産に属する債務を弁済したのち、在外債務が在外資産を超過する場合に、その超過額に相当する財産を債務として処理する建前でございますが、これを閉鎖機関と同じように、引当留保しなければ残余財産の処分ができないことにしたのであります。

この債務として処理する従来のやり方は、国際的な関係から申しまして、また対債権者の関係から申しまして、どうもあまり妥当でない。やはり閉鎖機関と同じように、引当留保の形が妥当であるという趣旨で、こゝに改正を加えようとするものでございます。

それから第二十八条の十二でございますが、この在外会社の債務弁済につきまして、現在、現行法では時効と供託の二つの方法が認められております。ところが供託の方法によりまして、その債権者から供託物の還付請求のあった場合には、債権額を確認して還付承諾書を交付する等、還付に協力すべき義務が残りますが、整理の実質的な結了をはかるため、新たに信託銀

行等に信託することによつても債務を免れ得ることとした次第でございます。これも閉鎖機関令に準じたような考へ方でございます。

その他はすべて大體閉鎖機関令に準じて、一切の清算事務をやつてしまつた経緯から改正を要する点について改正をいたしました。

簡単にございまして、以上をもちまして御説明いたします。

○委員長(岡崎眞一君) それじや次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案を議題とし、事務局より補足説明を願ひます。

○説明員(白石正雄君) 租税特別措置法改正法律案新旧対照表というのをお手元に御配布しておりますので、それによりまして御説明を申し上げます。

まず第三条の二でございますが、これは四条及び五条以下につきまして改正をいたします。所要の規定の整理をしておるだけでございます。三条の二につきましては実質的な改正内容がございません。

四条と五条以下につきましての改正でございますが、これはすでに御承知のように、いわゆる居住外国人に關する課税関係でございます。従来規定では四条と五条、それから五条の二及び五条の三のこれらの規定によりまして居住外国人につきまして特別の規定があつたわけでございますが、

これらの規定は昭和三十年末をもつて適用期限が切れますので、その切れるに伴います居住外国人の負担の急増を避けるために、今回所要の改正をし、よりとしておるわけでございますが、従来の四条の規定は居住外国人の課税

につきまして所得税法の施行地において支払われた分及び所得税法の施行地に送金せられた分についての課税をする。なお特別の場合におきましては、生活費課税という規定もあつたわけでございますが、こゝろに特殊の規定が設けられておつたわけでありまして、

それから五条で、五条の二、五条の三につきましては、これらの居住外国人のうち、一定の条件にかなうものにつきまして半額課税をする。その限度は三百五十万円を控除の限度としておきますが、原則的に申し上げますれば、半額課税をする、こゝろに二つの規定があつたわけでございます。

第四条の方は、居住外国人の全部につきまして適用があるわけでございますが、五条以下の方の規定は、居住外国人のうち、外資法人に勤めている者とか、あるいは宗教関係者、あるいは学校関係者、そのほかの特種条件にかなうもののみ適用があつたわけでございます。今回、三十一年以降につきましては、これらについては五条関係の半額課税の方の規定は、もうやめてしまひます。四条関係の規定を所要の改正を加えて存置し、かようにして

いるわけでございます。しかもその場合におきまして、従来の四条関係は、居住外国人の全部について適用があつたわけでございますが、今回はその全部の適用を若干制限をいたしまして、大體今までは半額課税の適用を受けておりましたような、五条以下の適用を受けておりました種類の居住外国人、その内容は若干改正いたしておりますが、

が、そゝろにその内容の存置し、従来の四条のような内容の規定を存置し

よう、かようにしてゐるわけでございます。そこで改正の四条の規定でございますが、この四条の規定の適用を受けまするものは、そこに一号、二号、三号、四号と、四つ掲げられてあります。が、日本経済の健全な発展に資するものとして大蔵大臣の指定する事業を営む法人その他の団体に勤務する者が当該法人その他の団体から支払を受ける給与所得これは従来の五条の「日本経済の健全な発展のため外国資本又は外国技術の導入を必要とする事業を営む」云々と規定せられておりました。若しその内容は広範囲になつておるが、そのようなものを規定してゐるわけでございます。

二号の「學術の研究、教育の普及その他公益を目的とする事業を行ふ法人」云々という規定は、これは従来の規定にはなかつたわけでありまして、まああたへればロックフェラー財団というやうな、そゝろのから給与を受けるというやうなもの、この際同じやうに考へていふのではなからうかというやうな考へ方から、二号が挿入されております。

それから三号の「学校教育法」云々、四号の「教師その他」、これは従来の五条の三において規定せられておりました内容と同様のものでございます。

このやうなものにつきまして、従来の四条で規定せられた内容と同じやうに、所得税法の施行地において支払われた分及び所得税法の施行地に送金せられた分についてのみ課税をする。従ひまして居住外国人が、その本國において支払われまして、そのまゝ日

本の方に送金されないという分につきましては課税をしないという規定になつております。

第三項の規定は、従来の生活費課税の規定をやはり存置しようとしているわけでございます。これは日本内地において支払われた分が、たとえば五十万円である、それから本國から日本内地に送金されたものがたとえば二十万円である、そういったものと七十万円というところで、一応四條の一、二項で課税を受けることになりましたが、その人がたとえば百万円の生活をしていて、しかも給与所得の全体は百二十万である。このような場合におきましては、四條の一、二項では七十万の課税しかできないけれども、生活費から見ると百万である。かように考えられる場合におきましては、百万まで課税をするという意味の規定でございます。現在生計費課税はその人の住んでおります家屋の固定資産の評価額というものを基準にいたしまして一定の倍率で推定をしておるという方法によつてこの課税をやつておるわけでございますが、今後ともこのような同じような方法で生計費課税を行なつていくという予定でございます。

それから第四項の規定でございますが、今まで申し上げました三項までの規定は、大体その内容は従前通りでございますが、これは所得税の考え方、原則からやはずれるわけでございます。そのので、本来日本で勤務しましたその対価として支払いを受ける給与所得であれば、どこでその支払いがなされようと、その総額について課税をするというのが、所得税の建前でございます。するので、将来におきましては、この建

前に返る。ただ経過的に負担の不均衡を避けるために、若干の考慮をするというところが今回の改正の主眼でございます。その原則に返るという意味におきまして四項の規定を設けまして、経過的に逐次原則に返るような規定を設けようとしておるわけでございます。

そこで、三十一年の所得税におきましては、一、二、三、四の四項の規定によつて処置をいたしますが、三十二年におきましては、これに一定の制限を設けまして、その支払い地のいかんを問はず、給与所得として支払われるものの六割というところまでは課税をするという趣旨でございます。その六割の額を三十三年におきましては七割、三十四年におきましては八割、三十五年におきましては九割といたしまして、三十六年以降はもう所得税の建前に返つて、何らの例外規定も認めない、かような予定に相なつておるわけでありまして。

それから五項の規定でございますが、これは所得税法の二十六条第一項の一号、二号の規定と申しますのは、これは給与所得者につきましては、その他の所得が三万円以下であるという場合には確定申告を要しないという規定があるわけでありまして、居住外国人につきましては、給与所得だけであつたにいたしまして、海外払いの分を補足する必要があるというので、必ず確定申告を要するということにする必要がございます。従いまして所得税法の二十六条の一、二、三の適用を排除しようとしておるのであります。

それから六項は所要の記載事項の規定でございます。特別な内容はございません。以上によりまして、従来の四條の規定に若干の改正を加えてこれを存置いたしまして、五條及び五條の二、五條の三の規定は、これを削除するということが今回の改正の内容でございます。

付則におきましては、所要の経過的な規定を設けておるわけでございます。三項及び四項におきましては、改正法に基く更正の請求その他の規定を従来の例によりまして設けておるわけでございます。特別の内容を含んでおりません。

以上簡単でございますが、内容の御説明を申し上げます。

○委員長(岡崎眞一君) では次に、閉鎖機関令の一部を改正する法律案、旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部を改正する法律案の二案につきま

して御質問をいただきます。

○土田国太郎君 この計算表の(2)と(3)の控除額ですね。株主は必ずこれだけもらへるのですか、とるのですか、残存財産処理の計算で……

○政府委員(正示啓次郎君) これは朝鮮銀行法では第二十六條と二十七條の規定があるのでありますが、二十六條に「朝鮮銀行ハ毎營業年度ニ於テ資本ノ欠損ヲ補フ爲メ利益ノ百分ノ八以上ヲ積立テ且利益配當ノ平均ヲ得セシムル爲メ利益ノ百分ノ二以上ヲ積立ツヘシ」というのがございます。第二十七條に「朝鮮銀行ハ毎營業年度ニ於テ利益金ヨリ左ニ掲グル金額ヲ控除シタル残額

ノ四分ノ一ヲ政府ニ納付スヘシ、一、払込資本金額ニ對スル年六分ニ相當スル金額」それから二十六條によつて積み立てる金額という、この二つがありまして、それをまず引くということになつておるわけでありまして、納付金をする前にこれを控除するということになつておるわけでありまして。

○土田国太郎君 その控除した額だな。

○政府委員(正示啓次郎君) それは趣旨をいたしましては、結局今読み上げましたように「資本ノ欠損ヲ補フ爲メ」云々ということでございます。まあ株主への配当とか、あるいは結局は營業年度でございますと、やはりその年の税金の対象ということになるわけでございます。そういうものを控除した後に納付せよという規定になつております。

○土田国太郎君 それは營業しておるときはいいが、清算に入つちやつたというのでしょ。これは清算に入つたのだから、こういうものを控除してやはり銀行の財産と見ておくわけですか。

○政府委員(正示啓次郎君) そういう思想でございます。

○委員長(岡崎眞一君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(岡崎眞一君) 速記をつけて。本日はこれにて散会いたします。午後零時十三分散会

一、旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部を改正する法律案
閉鎖機関令の一部を改正する法律案
閉鎖機関令の一部を改正する法律案

閉鎖機関令(昭和二十二年勅令第七十四号)の一部を次のように改正する。
第二条第二項第八号中「及び前号」を「第七号、第十号及び第十一号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第七号の次に次の五号を加える。

八 閉鎖機関の理事、取締役、監事、監査役、清算人その他の役員(以下役員という)又は従業員で本邦内に住所を有する者に對して負う退職金その他の債務で省令で定めるもの
九 第二号に掲げる者に対して負う本邦を履行地とする債務。ただし、省令で定めるものを除く。

十 閉鎖機関が、前二号に掲げる債務の債権者に対して有する債権。ただし、その者に対して負うこれらの号に掲げる債務の額を限度とする。
十一 閉鎖機関又は第二号ハに掲げる在外会社に対して有する本邦を履行地とする債権
十二 前号に掲げる債権を有する閉鎖機関が、当該債権に係る債務者に対して負う債務。ただし、当該債権の額を限度とする。

第五条第一項中「理事、取締役、監事、監査役、清算人その他の役員（以下役員という。）を役員に改める。」

第十一条の三第二項中「若しくは第六号に規定する債務又はを、第六号、第八号、第九号若しくは第十二号に規定する債務に改め、（当該債権の債務者が同項第五号に掲げる者である場合を除く。）の下に又は第十号に規定する債権（閉鎖機関又は第二号第二項第二号に掲げる在外会社で第九号に掲げる債務の債権者であるものに対する債権を除く。）を加える。」

第十二条の四第一項中「第二号第二項第二号から第四号まで」の下に「第八号又は第九号」を加える。

第十九条第一項中「（社債に係る債務を除く。）及び「社債の弁済及び」を削り、同条第二項中「もつて社債の弁済に充て、及び」を削り、同条第三項中「社債の弁済及び」を削る。第十九条の四第三項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十条第二項中「（社債に係る債務を除く。）を削る。

附則第六項の次に次の四項を加える。

閉鎖機関である朝鮮銀行又は株式会社台湾銀行（以下朝鮮銀行等という。）は、その特殊清算の目的である債務を弁済し、及び当該債務のうち異議のある債務、条件付の債務その他の不確定の債務について、大蔵大臣の定めるその弁済に必要な財産を別除した後において、在外債務の総額

が在外資産の総額をこえる場合にはその超過額（第十九条第一項に規定する政令で定める金額があるときは、その金額を加算した額）に相当する本邦内に在る財産（債務を除く。）を、その他の場合において同項に規定する政令で定める金額があるときはその金額に相当する本邦内に在る財産（債務を除く。）をそれぞれ留保した後の財産の額に、朝鮮銀行法（明治四十四年法律第四十八号）第二十七号又は台湾銀行法（明治三十年法律第三十八号）第二十号の二の規定により納付すべき納付金のこれらの規定に規定する利益金に対する割合を乗じて得た金額を、大蔵大臣の定めるところにより、政府に納付しなければならない。

朝鮮銀行等については、前項の規定による納付金を政府に納付した後でなければ、第十九条の規定による残余財産の処分、第十九条の三から第十九条の十九までの規定による株式会社設立及び第二十条の規定による指定の解除をすることができない。

第七項の規定による納付金は、朝鮮銀行等に対し法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）附則第五条の規定により法人税を課する場合の清算所得又は特別法人税法の一部を改正する等の法律（昭和二十二年法律第二十九号）附則第十五条の規定により営業税を課する場合の清算純益の計算上、残余財産の価額に算入しない。

旧朝鮮食糧管理特別会計法（昭和十八年法律第九十一号）第五条の規定による証券又は旧台湾食糧管理特別会計計法（昭和十四年法律第三十五号）第八条第一項の規定による一時借入金で朝鮮銀行等に対する負債となつてゐるものは、証券及び一時借入金以外の国債とみなして、国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条の規定を適用する。

別会計法（昭和十四年法律第三十五号）第八条第一項の規定による一時借入金で朝鮮銀行等に対する負債となつてゐるものは、証券及び一時借入金以外の国債とみなして、国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条の規定を適用する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内に在る財産の整理に関する政令の一部を改正する法律案

旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内に在る財産の整理に関する政令の一部を改正する法律案

法律

旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内に在る財産の整理に関する政令（昭和二十四年政令第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号イの（中）「在外金融機関」を「在外会社」に改め、同号イに次のように加える。

（イ）から（ロ）までに掲げるものを除き、在外会社の本店、主たる事務所その他本邦外にある店舗（以下「在外店舗」という。）が負うロの（ロ）又は（ロ）に掲げる債務の債権者に対して有する債権。ただし、その債権の金額は、当該債務の金額を限度とする。

（ロ）から（ハ）までに掲げるものを除き、主務大臣が指定

し、又は特殊整理人が主務大臣の承認を受けた資産

第二条第一項第六号ロの（中）「在外金融機関」を「在外会社」に改め、同号ロの（ロ）を次のように改める。

（ロ）から（ハ）までに掲げるものを除き、在外店舗がその役員又は従業員で本邦内に住所を有する者に対して負う退職金その他の債務で主務省令で定めるもの

（ハ）から（ニ）までに掲げるものを除き、在外店舗の事業又は財産から生じた債務のうち第五号イ又はロに掲げる者に対して負う本邦を履行地とする債務。ただし、主務省令で定めるものを除く。

第八条第二項中「第二号第一項第六号ロの（ロ）又は（ロ）」を「第二号第一項第六号ロの（ロ）又は（ロ）」に改める。

第十二条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 特殊整理人は、特に必要がある場合には、主務大臣の承認を得て、整理財産以外の財産について、前項各号（第四号を除く。）に規定する職務を行うことができる。

第十五条の二の次に次の一条を加える。

第十五条の三 特殊整理人は、主務省令で定める日から一月内に、少くとも二回の公告をもつて、第二条第一項第六号ロの（ロ）又は（ロ）に掲げる債務の債権者に対し、一定の

期間内にその債権を申し出るよう催告しなければならない。ただし、その期間は、一月を下ることができない。

2 第十五条第二項から第四項までの規定は、前項の規定により催告をする場合に準用する。

第二十七条の二第二項中「預金等に係る債務」の下に「又は第二号第一項第六号ロの（ロ）若しくは（ロ）に掲げる債務」を加え、同条第二項中「第二号第一項第六号イの（イ）及び（イ）」を「第二号第一項第六号イの（イ）、（イ）及び（イ）」に改め、同項の次に次の二項を加える。

3 第二条第一項第六号イの（イ）に掲げる債権又は同号ロの（ロ）、（ロ）若しくは（ロ）に掲げる債務で別表第二に換算率の定がない外貨により表示されているものの金額は、当該外貨の有した購買力等を勘案して主務大臣が定める換算率により換算した金額とする。

4 主務大臣は、前項の換算率を告示しなければならない。

第二十八条第一項第九号及び第十号を次のように改める。

九 第二条第一項第六号ロの（ロ）に掲げる債務。ただし、当該債務の周における順位は、主務省令で定める。

十 第二条第一項第六号ロの（ロ）に掲げる債務（社債に係る債務を除く。）

第二十八条第一項中第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 前号に掲げる社債以外の社債で本邦を履行地とするもの。

第二十八条の二を次のように改める。

(在外債務超過額の留保等)

第二十八条の二 在外会社は、前条第一項第一号から第十二号までに掲げる債務を弁済した後、在外店舗の事業又は財産から生じた債務(整理財産である負債を除く)の総額が昭和二十年八月十五日に

総額が昭和二十年八月十五日に於いて本邦外に於つた在外会社の資産(整理財産である資産を除く)の総額をこえる場合には、その超過額に相当する金額を整理財産に属する資産のうちから留保した後に、残余財産の分配をすることができない。

2 在外会社は、前条第一項第一号から第十二号までに掲げる債務を弁済した後、前項に規定する超過額が不明である場合には、その整理財産に属する資産に残余がある場合においても、残余財産の分配をすることができない。

第二十八条の五を第二十八条の十一とし、同条の次に次の一条を加える。

(信託)
第二十八条の十二 特殊整理人は、主務省令の定めるところにより、債権者のために弁済すべき財産を信託して、その債務を免かれることができる。

第二十八条の四を第二十八条の十とし、第二十八条の三を第二十八条の九とし、第二十八条の二の次に次の六条を加える。

(管理人)
第二十八条の三 前条第一項の規定により留保した財産及び同条第二

項に規定する残余の資金(以下「引当財産」という)の管理は、主務大臣の選任する管理人が行う。

2 第十條第三項から第五項までの規定は、前項の管理人に準用する。

(引当財産の引継)
第二十八条の四 引当財産を有する在外会社の特殊整理人は、特殊整理の事務が終了したときは、遅滞なく、当該財産を管理人に引き継がなければならない。

(財産の管理)
第二十八条の五 管理人は、引当財産の管理に關し、当該引当財産を所有する在外会社を代理する一切の権限を有する。

2 管理人は、引当財産を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

3 主務大臣は、管理人が行う引当財産の管理に關する事務を監督する。

4 主務大臣は、管理人に対し、引当財産の管理に關する事務について必要な指示をすることができ

る。

5 管理人は、主務大臣の指示に基づいてした行為については、その責に任じない。ただし、管理人に不正の行為があつた場合は、この限りでない。

前項の費用を支弁するものとする。

(時効の特例)
第二十八条の七 引当財産に關しては、他の法令の規定にかかわらず、第二十八条の四の規定による引継の日から、別に法律で指定する日までは、その時効は、完成しないものとする。

(引当財産の処理)
第二十八条の八 前五条に定めるものを除くほか、引当財産の処理に關し必要な事項は、別に法律で定める。

第三十一條第一項中(第二十八条の二に規定する場合においては、同条の預託をしたとき)を削る。

第三十四條の三を削る。

第三十六條第一項中「第二條第一項第一号の二の下に「及び第六号」を加え、「第十五條の二、第二十八條の四」を「第十二條、第十五條の二、第二十七條の二、第二十八條の二、第二十八條の五、第二十八條の六、第二十八條の十に、「第三十三條及び第三十四條の三」を並びに第三十三條」に改め、同條第二項中「第二條第一項第五号の二」の下に「及び第六号」を、「第七條」の下に「第十五條の三」を加え、「及び第二十八條を、第二十八條第一項第一号及び第九号並びに第二十八條の十二に改め、「第二十五條の規定における主務省令は、法務省令、大蔵省令とし、」を削る。

第四十二條第一項第二号中「第十五條、第十五條の二」を「第十五條から第十五條の三まで」に改める。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の日において、在外会社が債務(改正前の旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に關する政令(以下「旧令」という)第二條第一項第六号ロの四に掲げる債務を除く)の弁済のために供託しているときは、その特殊整理人(在外会社の特殊整理が終了している場合には、大蔵大臣の指定する者。以下次項において同じ)は、債権者のために、供託金の還付を請求することができ

る。

3 前項の規定により供託金の還付を受けた特殊整理人は、大蔵省令で定めるところにより、当該還付を受けた財産を同項の債権者のために信託し、又は債権者に交付しなければならない。

4 この法律の施行の日において、在外会社が旧令第二條第一項第六号ロの四に掲げる債務の弁済のために供託しているものがあるときは、第二條第一項第六号イに掲げる整理財産があるものとし、その特殊整理人は、供託物の取戻しをしなければならない。

5 この法律の施行の日において、旧令第三十四條の三第一項の規定により大蔵大臣が管理している整理財産に属する資産又はこれを証する書面があるときは、第二條第一項第六号イに規定する整理財産があるものとし、大蔵大臣は、当該資産又は書面をその特殊整理人に引き渡さなければならない。

6 この法律の施行の日において、旧令第二十八條第一項第十一号又は第十二号の規定により社債の弁済又は残余財産の分配を行つてい

る在外会社は、この法律の施行により新たに整理財産となつた負債があるときは、当該社債の弁済又は残余財産の分配をした後において、なお整理財産に属する資産に残余がある場合に、その残余の資産の範囲内で弁済すれば足りるものとする。

7 この法律の施行前に、旧令第二十八條第一項第十一号又は第十二号の規定により社債の弁済又は残余財産の分配を完了した在外会社について、整理財産に属することとなる資産がその完了後生じている場合において、この法律の施行により新たに整理財産に属することとなる負債があるときは、当該在外会社は、当該資産の範囲内で当該債務を弁済すれば足りるものとする。

二月二十五日本委員会に左の案件を付託された。
一、宮城県仙台市附近に國立たばこ試験所設置の請願(第五〇九号)
第五〇九号 昭和三十一年二月十四日受理
宮城県仙台市附近に國立たばこ試験所設置の請願
請願者 宮城県知事 宮城晋五郎
紹介議員 高橋進太郎君 三浦義男君
現在国内には関東以南に五箇所の國立たばこ試験場が設置され、品質の改良、

収量の増加、病虫害の防除等栽培法の改善について試験研究を行つてゐるが、東北六県においてもたばこ耕作は農家経営上重要な地位を占め、従つて東北地帯を対象とする試験研究機関の設置が要望されているから、東北地帯の栽培法を確立して、産地の進歩発展を図るため仙台市周辺に国立たばこ試験場を設置せられたいとの請願。

二月二十九日予備審査のため本委員会に左の案件を付託された。

- 一、厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案
- 一、船員保険特別会計法の一部を改正する法律案

厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案

厚生保険特別会計法の一部を改正する法律

厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）の一部を次のように改正する。

第三条中「保険料」の下に、「一般会計ヨリノ受入金」を加える。

第十八条ノ六中「昭和三十年年度以降七箇年度間」を「昭和三十年年度及昭和三十二年年度以降六箇年度間」に改め、同条を第十八条ノ七とし、第十八条ノ二から第十八条ノ五までを一条ずつ繰り下げ、第十八条の次に次の一条を加える。

第十八条ノ二 健康勘定、日雇健康勘定及年金勘定ノ各積立金中第九条第一項ノ規定ニ依リ業務勘定ヨリ組入レラレタル金額ニ相当スル部分ハ予算ノ定ムル金額ヲ限リ健康保険事業、日雇労働者健康保険

事業及厚生年金保険事業ノ業務取扱ニ関スル諸費ニ充ツルタメ業務勘定ニ繰入ルコトヲ得

この法律は、公布の日から施行する。

船員保険特別会計法の一部を改正する法律案

船員保険特別会計法の一部を改正する法律

船員保険特別会計法（昭和二十二年法律第二百三十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二中「一般会計から受け入れた金額」の下に「船員保険法第五十八条の二の規定による補助金として受け入れた金額を除く。」を加え、「船員保険法」を「同法」に改める。

第二十六条中「昭和三十年年度以降六箇年度間」を「昭和三十年年度及昭和三十二年年度以降五箇年度間」に改め、同条第二項中「一般会計から受け入れた金額」とあるのは、「一般会計から受け入れた金額（第二十六条の規定による受入金を除く。）」を「船員保険法第五十八条の二の規定による補助金として受け入れた金額」とあるのは、「船員保険法第五十八条の二の規定による補助金として受け入れた金額及び第二十六条の規定により繰り入れられた金額」に改める。

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

昭和三十一年三月五日印刷

昭和三十一年三月六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局